

山形空港における消火救難業務に関する協定書

山形県山形空港事務所（以下「甲」という。）と株式会社セノン東北支社（以下「乙」という。）は、山形空港における消火救難業務に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、山形空港緊急計画（平成14年4月1日施行、令和2年4月1日一部改正）、山形空港緊急計画実施細則（平成14年10月1日施行、平成27年10月1日一部改正）及び山形空港消火救難隊設置要領（平成14年4月1日適用、令和4年6月6日一部改正、以下「設置要領」という。）に基づき、山形空港内及びその周辺において航空機事故、又は山形空港内において建物火災等の緊急出動事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合、空港内に組織される山形空港消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）が一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（隊員の任命）

第2条 乙は、設置要領に基づき、乙に所属の山形空港に勤務する全職員を消火救難隊の隊員（以下「隊員」という。）として任命する。

（隊員の出動）

第3条 緊急事態が発生した場合、甲は設置要領に基づき、乙に対し緊急事態を通告し、隊員の出動を指示する。

2 前項の通告を受けた乙は、速やかに隊員を出動させる。出動する隊員の担当班、業務及び人数は設置要領のとおりとする。

（訓練）

第4条 緊急事態への対応の実効性を確保するため、甲が定期的実施する訓練に対し、乙は所属する隊員を参加させるものとする。

（災害補償）

第5条 隊員が、この協定に基づく緊急事態又は訓練のため出動し、当該業務中に受けた災害については、業務上の災害補償として乙において措置するものとする。

(撤退による協定の失効)

第6条 乙が、山形空港から撤退したときは、その日をもって本協定は失効する。

(疑義)

第7条 本協定に疑義が生じた場合、又は本協定に定めていない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。

附 則

- 1 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有するものとする。
- 2 この協定は、令和4年12月13日から適用する。

令和4年12月13日

甲 山形県山形空港事務所長 菅原和彦

乙 株式会社セノン東北支社長 菅原利明